

平成30年7月27日

開 議

第7回酒田市教育委員会定例会

酒田市教育委員会会議録

第7回 酒田市教育委員会定例会 会議録

1 日 時 平成30年7月27日(金) 午後2時05分 開会
午後2時46分 閉会

2 場 所 酒田市役所7階 703会議室

3 出席者

出席	欠席	教 育 長	村 上 幸 太 郎
出席	欠席	委 員	浅 井 良
出席	欠席	委 員	岩 間 奏 子
出席	欠席	委 員	渡 部 敦
出席	欠席	委 員	神 田 直 弥

4 説明者

出席	欠席	教 育 部 長	菅 原 司 芝
出席	欠席	企 画 管 理 課 長	長 村 正 弘
出席	欠席	学 校 教 育 課 長	齋 藤 司
出席	欠席	指 導 主 幹	後 藤 司
出席	欠席	社 会 教 育 文 化 課 長	阿 部 武 志
出席	欠席	ス ポ ー ツ 振 興 課 長	富 樫 喜 晴
出席	欠席	図 書 館 長	岸 谷 英 雄
出席	欠席	図 書 主 幹	高 橋 紀 幸

5 議事日程

- 日程第1 会期決定
- 日程第2 会議録署名委員の指名
- 日程第3 前回会議録の承認
- 日程第4 議事
- 日程第5 教育長の報告
- 日程第6 その他

◎ 開議

(村上教育長) ただいまより、平成30年第7回酒田市教育委員会定例会を開会いたします。本日は全員出席でありますので、直ちに会議を開きます。

(村上教育長) 現在、傍聴人の希望はございませんが、先程見えていた方がいらっしやうたようですので、途中から傍聴の申し出があった場合に、特に支障をきたすような傍聴の方だとできませんけれども、まずは、それを許可したいと思いますが、ご異議ございませんでしょうか。

(各委員「異議なし」の声)

(村上教育長) ご異議なしと認めます。よって、今後、傍聴の方があった場合、傍聴を許可することにいたしたいと思います。

◎ 会期

(村上教育長) 日程第1 会期の決定を議題といたします。会期は本日1日限りとしたいと思いますが、ご異議ございませんでしょうか。

(各委員「異議なし」)

(村上教育長) ご異議なしと認めます。よって、会期は本日1日限りと決定いたしました。

◎ 会議録署名委員の指名

(村上教育長) 次に日程第2 会議録署名委員の指名を議題といたします。本日の署名委員に渡部委員と神田委員を指名したいと思いますがご異議ございませんか。

(各委員「異議なし」)

(村上教育長) ご異議なしと認めます。よって、会議録署名委員は渡部委員と神田委員に決定いたしました。

◎ 前回会議録の報告

(村上教育長) 次に日程第3 前回会議録の報告を議題といたします。前回会議録は、お手元の会議録の写しでご了承くださいようお願いいたします。

◎ 議事 議第32号 平成31年度使用酒田市立小中学校の教科用図書採択について

(村上教育長) 次に日程第4 議事に入ります。議第32号 平成31年度使用酒田市立小中学校の教科用図書採択について を議題といたします。これについて提案願います。

(学校教育課長) 議第32号 平成31年度使用酒田市立小中学校の教科用図書採択について、平成31年度使用酒田市立小中学校の教科用図書を決定するため、教育委員会の議決を求めるものです。初めに、平成31年度使用飽海地区教科用図書一覧をご覧ください。義務教育小学校の教科用図書の無償措置に関する法律第14条に、義務教育小学校において使用する教科用図書については、政令で定める期間が一つ、毎年度、種目ごとに同一の教科用図書を採択するものとあります。また、政令で定める期間については、義務教育小学校の教科用図書の無償措置に関する法律施行令第15条に、種目ごとに同一の教科用図書を採択する期間、これを採択期間と呼びますが、これを4年とすると規定されています。これに基づき、初めに、1ページの左側の表をご覧ください。1番から9番までが、道徳以外の教科用図書になります。小学校の「特別の教科道徳」の教科用図書以外の教科書については、本年度、平成30年度が4年に1度の採択の年度に当たっています。しかしながら、平成31年度使用小学校用教科書について、平成29年度、昨年度の文部科学省の検定において、新たな図書の申請はありませんでした。これについては、学習指導要領の改訂に伴い、今年度、平成30年度に新たな教科用図書の検定が行われております。そして、次年度、平成31年度に新に「特別の教科道徳」の教科用図書も含めて教科書の採択を行う運びとなるためです。そのため、今回については、平成25年度文科省の検定合格図書、つまり、平成26年度に採択されたものの中から採択をこの度行うこととなります。資料として、平成26年度採択における調査研究の内容、県版、飽海版、学校職員からの意見書、小学校全教科について事前にお示ししているところです。加えて、4年間の使用実績を踏まえて採択協議会での選定を経て、平成26年度に採択した教科用図書を引き続き採択するものです。

続きまして、同じ表の10番です。小学校の「特別の教科道徳」の教科用図書です。小学校の「特別の教科道徳」の教科用図書については、昨年度、平成29年度に採択した教科用図書を毎年度採択するという規定に基づき引き続き採択するものです。

続きまして、左下の表をご覧ください。中学校における「特別の教科道徳」の教科用図書、これは新たに教科化に伴う採択に該当します。中学校における「特別の教科

道徳」の教科用図書については、この度、平成30年度の飽海地区教科用図書採択協議会において記載されているように選定したものです。

続きまして、中央の表をご覧ください。中学校の道徳の教科用図書以外の教科用図書です。これは、規定に基づき毎年度行う採択に該当するものです。中学校の道徳の教科用図書以外の教科用図書については、平成27年度に採択した教科用図書を引き続き採択するものです。この教科用図書は、平成30年度使用で3年目を迎えている教科用図書です。

続きまして、右側の表、次回採択年度について説明いたします。教育課程の基準の変更、つまり、学習指導要領の改訂に伴い、小学校の教科用図書については、今年度平成30年度に新たな教科用図書の検定が文部科学省で行われています。次年度、平成31年度に「特別の教科道徳」の教科用図書も含めて採択を行う運びとなります。中学校の教科用図書については、平成31年度に新たな教科用図書の検定が行われます。平成32年度に「特別の教科道徳」の教科用図書も含め新に採択する運びとなります。

次に、一覧で説明したものを学年ごとにお示ししておりますので簡単に説明いたします。2ページから4ページです。平成31年度使用の小学校教科用図書一覧です。教科及び学年ごとに使用する教科用図書を記載しています。同じく、4ページの右の表をご覧ください。小学校特別支援学級で選択する教科用図書、いわゆる星印本になります。4年ごとの採択に該当します。特別支援学級で使用する教科用図書については、一つに通常学級用教科用図書、二つに特別支援学校小学部知的障害者用いわゆる星印本、三つ目に学校教育法附則第9条に示している一般図書と言われているものの中から、児童生徒の実態に応じて特別支援学級を設置している学校で選択することになります。各学校の選択肢に応じるため採択をお願いするものです。

続いて、5ページになります。小学校「特別の教科道徳」の教科用図書について、学年ごとに使用する教科用図書を改めて記載した表です。

次に、6ページから7ページまでが中学校で引き続き使用する教科用図書の覧になります。中学校の道徳の教科用図書以外の教科用図書、これについては、6ページから7ページの左上の表が道徳以外の教科用図書を教科及び学年ごとに使用する教科用図書として記載しています。7ページです。左下の表が、中学校特別支援学級で引き続き選択することができる教科用図書、いわゆる星印本です。右上の表ですが、中学校における「特別の教科道徳」の教科用図書、この度平成30年度の飽海地区教科用図書採択協議会で選定した道徳の教科用図書を学年ごとに示した表です。

次に、別綴りになりますが、一般図書一覧を用意しています。平成31年度用一般図書一覧です。学校教育法附則第9条により、教科用図書以外の図書、その他教材で有益かつ適切なものとして、特別支援学級設置校において、児童生徒の実態に応じて選択することができるものです。これについても、無償の措置がとられます。なお、平成30年度においては、市内1小学校において1名がこの一般図書を使っている例

があります。

続きまして、参考として1枚、平成31年度使用酒田市立小中学校教科用図書採択について という資料です。採択協議会における選定経緯、経過について説明いたします。選定の経緯についてですが、教科用図書採択協議会の構成と主な協議内容については、本資料に記載のとおりです。教科用図書の選定にあたりまして、採択の基準として6点記載していますが、この基準に基づきまして選定作業を行っています。選定資料として、研究委員会を組織して調査研究いただいた「調査・研究」報告書、それから、平成31年度使用小学校用教科用図書選定資料（県教委版）、それから、教科用図書展示会での市民・町民からの意見書、それから、教職員からの意見書、そして、平成31年度用一般図書一覧、最後に、特別支援学校用教科書目録を選定資料としています。採択の経過ですが、「調査・研究」については、いくつかの観点を定め、飽海地区の地域性も考慮しながら、記載のように、学びやすい教科書か、親しみやすい教科書か、自己を見つめ物事を多面的・多角的に考え、自己の生き方について考えを深められる教科書か、道徳的な判断力、心情、実践意欲と態度が育つ教科書か、学習の発展を促す教科書か、という観点に立ち、更に必要な場合は、必要に応じ教科の特性に応じた観点を設けて研究を進めていただきました。教科用図書に対する市民、町民の意見としまして、延べ276名の閲覧者がありました。市、町民より80件の意見をいただいております。なお、酒田市においては256名、遊佐町が20名でした。教職員からの意見として66名、市、町民の意見として14名という状況でした。以上です。

(村上教育長) ただいまの提案に対し、ご質問、ご意見はございませんか。

(村上教育長) ないようですのでお諮りいたします。議第32号 平成31年度使用酒田市立小中学校の教科用図書採択について を提案のとおり決するにご異議ございませんか。

(村上教育長) ご異議なしと認めます。よって議第32号は提案のとおり決しました。

次に日程第5 教育長の報告 についてですが、私からの報告はございませんので、日程第6 その他 に入ります。

◎ その他

(村上教育長) 各課から報告事項がありますので報告してもらいます。それでは、企画管理課よりお願いします。

(企画管理課長) 報告事項1 東北公益文科大学連携推進事業についてご報告いたしま

す。公益大との連携については、放課後学習支援、英語学習講座「英語の学びかた教えます」、夏休み・宿題お手伝い教室の3つの事業を行っておりますが、夏休み・宿題お手伝い教室の事業につきましては、社会教育文化課から報告事項3で説明いたしますので、私からは、放課後学習支援、英語学習の講座について説明いたします。1番目の放課後学習支援につきましては、9月から翌年2月までの期間の放課後について、週1回程度を基本として、公益大生が、数学、英語、国語の3教科の中から指導することになります。今年度は、一中、四中、六中、鳥海八幡中学校及び東部中学校の5校で、昨年と比較して鳥海八幡中が加わったことで1校増えている状況です。学習支援の方法として、課題プリントの分からないところを大学生が教える個別方式と、授業のように大学生が講師となる集団方式の二通りとなっています。学習支援をする大学生は、7月17日現在で17名です。一人の大学生が2校ずつ担当するように割り振りを行っており、実際の指導には1校に3人から5人の大学生が出向いて実施する予定となっています。2番目の講座「英語の学びかた教えます」については、公益大のスルトノフ ミルゾサイド教授とバンディング ティモシー助教のお二人を講師にお迎えし、8月1日から2日間、中学生の英語の勉強方法を習得していただくということで進めています。当初50人の予定で7月1日から募集していましたが、定員以上の申し込みで52名の申し込みがあります。なお、講座内容としては、ネイティブでない人の英語の勉強のしかたや、単語の覚え方、シャドーイングとなります。私からは以上です。

(村上教育長) ただいまの報告に、ご質問、ご意見などございませんでしょうか。

(村上教育長) それでは、次に進みます。報告事項の2について、学校教育課より願います。

(学校教育課長) 報告事項2 平成30年度いじめ問題対策連絡協議会について報告いたします。6月26日火曜日に、平成30年度の連絡協議会を開催しました。その中で、市の状況を報告し、いじめの概況を説明しました。小学校においては、平成28年度比較で、いじめの認知件数がマイナス146件と数値上減少となっています。主に低学年における認知件数が減少したことによるものです。中学校においては、平成28年度比較で、認知件数が30件マイナスという状況です。これについて、中学校においては、第2学年、第3学年における認知件数が減少している中で、第1学年における認知件数が19件増という状況です。今年度、色々な定義、認知に関わる配慮事項等様々変わっていく中で、平成29年度は認知件数が減少している状況があります。概ね、いじめに対する捉え、認知のあり方についての見方、考え方が、各小中学校、社会にも理解が広がっているといえるかと思いますが、認知件数は認知件数として、その数字の陰に隠れているもの、その部分をいじめの問題では大変大切に

していかなければならないということを改めて認識したところです。

(2) ですが、その後、情報交換ということで、各学校や各関係団体の代表から説明いただきました。次のページですが、遊佐中学校における生徒会、生徒自身による取り組みが紹介されています。いじめ撲滅委員会「いるか」という委員会を独自に立ち上げて、賛同する生徒から自由にその委員会へ入会できるシステムの中、全校から50名の生徒が参加し、いじめの問題に取り組んだという例です。いじめ防止の標語作りを始め、手作りの紙芝居、これらを活用しながら学校の意識高揚に努めた実践です。

(3) ですが、本会では初めての取り組みでしたが、各参加している機関として小学校、中学校、高校、市のこども育成関係者、児童相談所、警察、PTA連合会、スポーツ少年団の様々な団体から出ていただいています。この代表の方々におけるワークショップ形式の会を開かせていただきました。「いじめ防止に向けて、私たちにできることは」というテーマのもとに、現在行っている取り組み、心掛けている事、更にこれから取り組みたい、心掛けたい事、そして新にやってみたいアイディア、提案といった内容で話し合いを行ったところです。添付のA3の資料が、その話し合いの時の内容です。学校、家庭、地域関係機関、市全体で関係者が力を合わせて新に取り組んでいけることはないかという視点での話し合いの中でまとめたものです。なお、こういった報告を各団体、学校、関係機関にも送付しながら、いじめ問題対策連絡協議会を一つの核にししながら、市全体にこういった取り組みを大切にしていこう、やるべき運動はしていこうといったアイディアを募集しながら、いじめ問題についての認識を更に深めていきたいと考えています。以上です。

(村上教育長) ただいまの報告に、ご質問、ご意見などございませんでしょうか。

(浅井委員) 遊佐中学校のいじめ撲滅委員会「いるか」と大変ユニークな活動となっていますが、このような生徒が自主的に生徒主体でいじめ撲滅に取り組んでいるような活動が酒田市内の中学校で似たようなことがあれば紹介いただきたい。

(学校教育課長) 酒田飽海で生徒会連絡協議会を行っていて、そこでいじめ撲滅に向けた実践の提案を行って各学校に持ち帰っている訳ですが、そういった提案を受けて、各中学校においては、生徒会を中心に毎年重点項目の中にいじめ撲滅に向けた取り組みを掲げているようです。生活委員会等の各委員会でそれを更に受けた形での実践、または学年生徒会でそれを受けた形での実践と進めている学校もあります。遊佐中学校の実践の一つの良さとしては、生徒会自身が自主的実践的な活動ではありますが、これは教職員の協力も必要だったかと思いますが、新たに賛同する仲間が集まって、まさに主体的自主的にいじめの問題に取り組んでいるという価値があるのかなと思っています。これは校長会にも伝わっていますので、更に子どもたち

の自主的実践的な営みを伸ばしていく必要があると思っています。これは、酒田の大きな重要なポイントかと思っています。

(渡部委員) いじめの現況のところ、29年度が大幅に減っているということですが、いじめの種類、いじめにも色んないじめがあると思いますが、種類の中で、こんないじめは減っているけれども別の種類のいじめは減っていないといったような中身が分かれば教えていただきたい。もう1点、先日、松山小学校に行った際に、統合によるマイナスのイメージであるいじめ等々はあまり聞き取れなかったのですが、他にも統合した学校がありますので、統合によりいじめといったようなことがあったのかどうか教えていただきたい。

(学校教育課長) いじめの種類ですが、例えば暴力的な行為が少なくなって違った形のもものが逆転して増えているというような現象は起こっていませんが、今一番多いのは、冷やかし、からかいが半分、2分の1位はそういう状況です。あと、軽くぶつかる、わざとぶつかるといった嫌がらせのようなもので大半が占められているという状況があります。ここ何年かずっと同じ傾向を辿ってきています。ただ、今年度少し僅かな数値の違いですが、これまでいじめの発見について、殆どがアンケート調査によるものが大きかったのですが、学校の教員への相談や教員によるいじめの発見という部分が少し数値が上がっています。そういった部分を声を大にして説明しながら、学校にもそういった部分に目を向けていく私たちの力といったものをアピールしていければと思っています。統合によるいじめの問題は、統合されてきた歴史の中で学校によってもかなり違いがあるかと思っています。ただ、松山小学校については、直接私どもも大きなトラブルという話は聞いていない状況です。やはり、統廃合に関わらず、人間関係のもつれや人間関係を構築できないといったことは起きていますので、その都度学校では丁寧に当たっているところです。以前、中学校ですと、統合した後のいじめとか生活上の荒れというのはかなり大きな問題になっていた歴史があったかと思っています。

(村上教育長) 他にございませんでしょうか。それでは、ないようですので、次に進みます。報告事項3について、社会教育文化課よりお願いします。

(社会教育文化課長) 「夏休み宿題お手伝い教室」講座の開催について報告いたします。夏休み宿題お手伝い教室については、講師と一緒に夏休みの宿題に取り組み、学習の楽しさや共に学ぶ楽しさを味わうことによって、学校を超えた仲間づくり、子どもの居場所づくりに役立たせることを目的に実施するものです。日時については、7月30日、31日、8月2日、3日の4日間、時間は午前9時半から11時30分の4回を予定しています。場所は総合文化センターになります。対象は、酒田市

のみならず、遊佐町、庄内町、三川町在住の小学3年生から6年生までとしています。定員は40名ですが、今のところ36名の申し込みとなっています。講師については、退職公務員連盟酒田飽海支部会員の皆様よりご協力いただきまして、各日とも16人程度で指導いただくことになっています。また、東北益文科大学の教職課程の学生からも学習支援をいただくことになっています。8月2日に6名、3日に8名の参加予定です。以上です。

(村上教育長) 只今の報告事項3に、ご質問、ご意見などございませんでしょうか。

(浅井委員) 文化センターから始まったものが各地区にでも結構広がってきて、例えば富士見コミセンでもやっていますが、同じような時間で5日間やって、20名位の子供も達が集まって勉強している訳ですが、富士見の場合は遊び時間も設けていて、輪投げや昔の遊びなんかもやっているんです。そこには、地域の先生がお出でになって子ども達に指導していました。どうして富士見コミセンでこのようなことを始めたのかコミセンの会長にお聞きしたところ、市の社会教育指導員からの勧めがあったというような事でした。市の社会教育指導員があちこちに行って、そのような事業をPRしているんだと思いますが、良い取り組みだと思うので、更に社会教育指導員から頑張ってもらってやってほしいという要望です。

(社会教育文化課長) 社会教育指導員については、5名の皆さま方が各担当地区に割り振って担当地区のコミセン等に行っていたいただいて、他の地域の様々な取り組みや酒田市の取り組みを紹介して、地域の活動に活かしていただきたいということで指導しています。富士見にそういったことが繋がったということでもありますので、他にも様々な事業をやっていますので、指導員の皆さまから引き続き指導をお願いしたいと思います。

(村上教育長) なお、こういった情報がございましたら、また別の機会にでも、夏休みを終えてどんな子ども達への支援があったのか、情報があればいつか報告できればいいかと思しますのでよろしくをお願いします。

その他、ご質問、ご意見はございませんか。ないようですので、こちらからの報告事項は以上ということになります。委員の皆さまより何かございませんでしょうか。

(村上教育長) それでは、以上をもちまして本日の日程は全て終了しましたので閉会いたします。